Information 情報最前線

市役所へのお問い合わせ先

■西条市庁舎
TEL0897－56－5151

■東予総合支所
TEL0898－64－2700

■丹原総合支所
TEL0898－68－7300

■小松総合支所
TEL0898－72－2111

お知らせ

国保の資格異動、退職者医療制度の届出をお願いします

【資格異動の届出】

3月と4月は退職、就職、転入、転出などの異動時期です。加入している医療保険が変わった方は、資格異動の日から14日以内に市役所担当課へ届出をしてください。

届出が遅れると、その間にかかった医療費は全額自己負担となります。

■国保資格ができるとき

○国保の資格をお持ちの方が西条市に転入したとき（転入時に申し出てください）

○退職などで、職場の健康保険をやめたとき（社会保険喪失証明が必要です）

○健康保険の扶養家族でなくなったとき（社会保険喪失証明が必要です）

■国保資格がなくなるとき

○市外へ転出したとき（転出手続き時に西条市で使っていた保険証を市役所へ返却し、転入先で新しい保険証の交付を受けてください）

○就職などで職場の健康保険などに加入したとき（加入している社会保険証の原本が必要です）

○死亡したとき

○学校に通うため、市外に住所を移している学生が卒業したとき

■住所地特例を受けるとき、更新するとき

○学校に通うため、市外に住所を移している学生（在学証明書が必要です）

○市外の福祉施設に入所するとき（在所または入所証明書が必要です）

【退職者医療制度への届出】

国保の退職者医療への届出をしていただくと、西条市国保で負担する医療費の軽減につながります。高騰する医療費に対応するためにも、対象者の方にはご協力をお願いいたします。

※保険証に㊐の印がある方は届出は必要ありません。

■退職者医療制度の対象者

次の事項すべてに該当する方とその被扶養者です。

○国民健康保険の加入者で、老人保健法の適用を受けていない方。

○厚生年金（老齢年金、通算老齢年金、老齢厚生年金など）または各種共済組合の年金（退職共済年金など）を受けている方で、それらの加入期間の合計が20年以上または40歳以後に10年以上ある方。（国民年金の加入期間は除きます）

■届出に必要なもの

年金証書、印鑑、国民健康保険証（被扶養者がいれば、その方の国民健康保険証も必要です）

【問合せ】

○市庁舎本館市民課
市民係　（内線2422）

○東予総合支所市民生活課
市民保険係（内線151）

○丹原総合支所市民生活課
市民保険係（内線208）

○小松総合支所市民生活課
市民保険係（内線135）

国民年金保険料の納付は口座振替が便利でお得です

国民年金保険料の納付を口座振替にすると、支払いの手間が省けて便利です。さらに保険料が割り引かれる前納や早割の制度があります。

■口座振替の前納

国民年金保険料を1年分もしくは半年分一括して前納すると割引が受けられます。

特に口座振替での前納は現金で前納するよりお得です。

平成19年度の保険料（月額1万4100円）を1年分前納した場合は、現金払いだと3000円の割引、口座振替だと3550円の割引となります。

■口座振替の早割

通常の口座振替は当月保険料の翌月引き落としですが、早割は、当月保険料が当月末に引き落とされ、保険料が50円割引となる制度です。

早割を申請すると、翌月末の口座振替にて2カ月分の保険料（従前の保険料と50円割引された保険料）が引き落とされ、その後、毎月の保険料が50円割引となります。

■口座振替の申込方法

年金手帳、金融機関届出印、口座番号が分かるもの（預貯金通帳など）を持って、社会保険事務所、市役所、口座をお持ちの金融機関のいずれかで手続きをしてください。

※口座振替の前納を希望される方は、3月20日㈫ごろまでにお申し込みください。

すでに口座振替で前納されている方は、再度の申し込みは必要ありません。

■問合せ

○新居浜社会保険事務所
TEL0897－35－1300

○市庁舎本館市民課
年金係　（内線2436）

○東予総合支所市民生活課
市民保険係（内線153）

○丹原総合支所市民生活課
市民保険係（内線208）

○小松総合支所市民生活課
市民保険係（内線133）